

公益財団法人 日本特産農作物種苗協会評議員

及び役員報酬等並びに費用に関する規程

平成25年3月29日	制 定
平成29年6月14日	一部改正
令和 2年6月15日	一部改正
令和 6年6月13日	一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本特産農作物種苗協会（以下「協会」という。）の定款第17条第3項及び第33条第3項の規定に基づき、評議員及び役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第27条に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (3) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この協会を勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とし、その額は、別記第1「常勤理事の報酬月額」のとおりとする。
- 3 評議員、監事及び非常勤理事には、評議員会及び理事会への出席等に対して、報酬を支払うことができることとし、その額は、1回当たり12,300円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

- 2 評議員、監事及び非常勤理事への報酬は、評議員会及び理事会出席等、必要な都度、支払うものとする。

(費用)

第5条 協会は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等には、その職務の実態に応じ、通勤費、交通費、旅費を支給する。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本特産農作物種苗協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から適用する。

別記第1 「常勤理事の報酬月額」

- (1) 理事長 766,000円 以内
- (2) 専務理事 630,000円 以内